

令和8年度 第1回福岡県高齢者保健福祉計画策定検討委員会
会議録

一 日時

令和8年9月2日（水）14：00～16：00

二 会場

福岡県中小企業振興センター 401会議室

三 出席者（名簿順）

公益社団法人福岡県医師会 瀬戸 裕司 委員
公益社団法人福岡県歯科医師会 川端 貴美子 委員
公益社団法人福岡県理学療法士会 西浦 健蔵 委員
公益社団法人福岡県介護老人保健施設協会 三根 浩一郎 委員
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 徳永 吉之 委員
福岡県老人福祉施設協議会 野見山 直博 委員
公益社団法人福岡県介護福祉士会 江口 賀子 委員
公益社団法人福岡県社会福祉士会 林田 久美 委員
公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 柴口 里則 委員
公益社団法人福岡県老人クラブ連合会 里村 廣志 委員
公益社団法人認知症の人と家族の会 福岡県支部 阿部 香織 委員
特定非営利活動法人抱樸 奥田 知志 委員
公立大学法人福岡県立大学 本郷 秀和 委員
久留米大学高次脳疾患研究所 小路 純央 委員
福岡県弁護士会 柴尾 知成 委員

（代理出席者）

福岡県市長会 大坪 寛治（井上 澄和 委員代理）

四 会議内容

1 開会

2 あいさつ

(高齢者地域包括ケア推進課長(保健医療介護部長挨拶代読))

3 委嘱状交付

4 議事

議事の概要

司会	(議事(1)委員長、副委員長の選出について) 本日の委員会は第1回目の会議でございますので、初めに委員長、副委員長の選出を行っていただきます。 委員長及び副委員長の選出につきまして、どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。
事務局	特にご意見がないようですので、事務局案を提案させていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。 事務局といたしましては、現行の第10次計画の策定検討委員会と同様に、委員長は福岡県立大学の本郷委員に、副委員長は福岡県医師会の瀬戸委員にお願いできればと考えております。
司会	ただいま事務局から、本郷委員を委員長に、瀬戸委員を副委員長にという案が示されました。皆様いかがでしょうか。 (一同拍手) それではそのように決定します。本郷委員長、瀬戸副委員長よろしく申し上げます。お席の方へと申し上げます。 それでは本郷委員長、ご挨拶並びに本委員会設置要綱第4条に基づき、今後の議事の進行をお願いします。
委員長	【あいさつ】
委員長	(議事(2)会議の公開について)

	会議の公開について委員の皆様方にお諮りしたいと思います。 事務局からご説明をお願いします。
事務局	【会議の公開について、資料 1 に基づき説明】
委員長	説明につきまして、ご質問やご意見等ございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。それでは本委員会は公開としますが、公正・公平な審議に支障があると判断される議案については、非公開の取り扱いとしたいと思います が、いかがでしょうか。 ご異議が無いようですので、会議の公開方法及び傍聴手続並びに会議を非公開とする場合の取扱については、1 ページの申し合わせ事項案によることとし、傍聴される人には2 ページの傍聴要領案を配付することにしたいと思います が、いかがでしょうか。 それでは申し合わせ事項及び傍聴要領を原案通り決定いたします。 なお、本日の会議で取り扱う事項は非公開とすべき事項に該当しませんので、原則通り会議は公開することとします。
委員長	（議事（3）第 1 1 次福岡県高齢者保健福祉計画の策定について） 議事（3）第 1 1 次福岡県高齢者保健福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【第 1 1 次福岡県高齢者保健福祉計画の策定について、資料 2 に基づき説明】
委員長	説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。
委員	1 1 次計画に認知症施策推進計画を盛り込んでいただいて、ありがとうございます。 私も、この計画は、各都道府県の支援計画または各市町村の事業計画の中で「しっかり位置付けを」と訴えてきました。御礼を述べさせていただきます。

委員長	(議事(4)第10次福岡県高齢者保健福祉計画の進捗状況について) 議事(4)「第10次福岡県高齢者保健福祉計画の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	【第10次福岡県高齢者保健福祉計画の進捗状況について、資料3、資料4に基づき説明】
委員長	説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。
委員	第4章の「高齢者等の尊厳が尊重される社会づくり」にて、高齢者施設における虐待発生率が設定されています。目標とすると0%になるのでしょうか、進捗の基準としてどうなのかと思います。 また、高齢者施設の虐待率について、在宅の虐待通報は含まれているのでしょうか。施設のみでしょうか。
事務局	目標値については、0%を目指すべきということで設定しています。 実態として、令和4年度の0.17%に対し、直近の令和6年度では0.33%と増加しています。 理由としては、令和6年度から虐待防止措置が義務化され施設管理者の通報等への意識が定着したこと、市町村職員の虐待認定の対応能力が向上したことが、認定件数の増加に影響したものだと思います。 なお、虐待率につきましては、在宅の虐待通報は含まれていません。
委員	第7章の人材確保について、介護職員数の増加が必要だと言われていますが、なかなか集まらないというのが現状です。 現状の進捗と県の取組について教えてください。
事務局	介護職員数について、目標値が令和8年度に94,458人であるのに対し、令和6年度は87,384人となっております。

	本県の介護職の有効求人倍率は 2.81 倍と、人材確保が依然として厳しい状況にあります。 令和 6 年度は、前年度と比較しまして、本県は 880 人の増加となっております。 全国的な傾向を見ますと、「純減している」「減っている」のが 34 県、増加しているのが 13 都道府県という中、本県の増加数は全国で 5 番目に多い状況です。 県では、介護への人材参入の促進、働きやすい職場環境の整備、処遇の改善などに取り組んでいるところです。 また、様々な研修を実施するとともに、外国人人材の確保についても取り組んでいます。引き続き取組を進めていきたいと思っています。
委員	給料も随分上がっていきまして、働きやすい職場に変わってきていると思いますので、ぜひそれを県民の方に周知していただくようお願いします。 また、県内の養成校が減っていますので、養成の取組に力を入れていただければと思います。
委員	県社協では、県の事業として、介護福祉士の資格取得に係る修学資金の貸付を行っています。 修学資金を借りている方のうち 85%程度が外国人の方です。毎年のように外国人の方の貸付が増えていて、日本人の方が減っている、そういう状況にあります。 外国人の人材確保は引き続き重要だとは思いますが、それに併せて、日本の若い人たちが介護の現場を目指す取組に力を入れていただければと思っています。
事務局	日本人の介護人材の確保につきましても、研修の充実に取り組むほか、福祉人材センターと連携したマッチングの取組、職場環境改善の取組を進めるなど、しっかり進めていきたいと思っています。
委員	日本人の介護人材について、なぜ介護職を目指さないのかということをもう少し掘り下げた方がいいのではないかと思います。
委員	修学資金について、医師や看護師の修学資金では希望してもほとんど貸付を受けられません。

	例えば、看護師の修学資金は希望者のうち貸付を受けられるのは10%程度だと思います。 本来であれば、希望する方、やる気のある人に対しては、全て修学資金を貸し付けられるくらいの発想をしていかないと、福岡県に人材はいなくなると思います。 医師会などでは、独自に資金の貸付を行っています。県としても、介護職だけではなく、関係する職種について希望する全員に貸し付けられるくらいの予算を用意してもらいたいと思います。
事務局	検討させていただきます。
委員	介護人材といったとき、介護職だけではありません。 医療職、例えば看護師や歯科衛生士も介護の一員として働く場面があり、こうした医療職の確保も必要ではないかと思います。 特に、今、口腔衛生管理がよく言われますが、歯科衛生士が不足していて、推進できていません。歯科衛生士の修学資金貸付制度を要望していますが、整備されていない状況です。 また、施設での口腔衛生管理に関し、実施状況や歯科専門職の配置状況等の調査が必要だと思います。
事務局	介護に関係する医療職などの人材確保、修学資金の貸付について、関係課と連携して検討して参りたいと思います。
委員	介護人材の確保に関して、県の職業訓練校で講師を10年しております。 訓練校を卒業するときに、介護職の給料が低く、介護職に就かないという方が多くいるという印象です。 また、先ほどの在宅の虐待通報に関して、市町村が通報を受け虐待か否か認定するので、高齢者虐待対応チームの判断を仰ぐことや市町村職員の対応能力の向上も必要だと思います。
委員	委員が言われた職業訓練校について、卒業後に介護職に就かない方の追跡調査や訓練校の効果測定も重要だと思います。

	また、修学資金の貸付と同様に、数年間は介護職に就いてもらうとか、そういうことも含めて県に検討いただきたいと思います。
事務局	職業訓練校について、関係課と協議して整理したいと思います。 また、施設以外の、養護者の虐待について、年々通報件数が増加しており認定件数もあわせて増加しています。 県では、市町村職員の虐待対応能力向上のための研修に取り組んでおり、引き続きこうした市町村支援をしっかりと進めていきます。
委員	ケアマネジャーの平均年齢は 55 歳で、60 歳を超えている方が 4 割です。 人材不足と高齢化が進んでいますので、10 年 20 年先にどうなるか分からないという状況にあります。 介護にかかわる全体の職種で、魅力を発信していただきたいと思います。
事務局	学生に対して、介護職などの魅力を伝える事業やインターンシップへの支援などを実施しています。皆様からご意見をいただきながら、取組を進めていきたいと思っています。
委員	高齢者福祉に限らず、障がい者福祉に関する職種などの魅力発信について、各学校の授業の中にどれだけ取り入れていただいているのでしょうか。
事務局	介護の仕事の魅力発信については、小中学校、高校を訪問して魅力を伝える事業を実施しています。
委員	実施していない学校もありますので、県として強く PR していただきたいと思います。 また、若者が医療・介護に携わることへのやりがい・生きがいが培われるような発信をしていただきたいと思います。

委員	県とともに介護の魅力発信事業に取り組んでいます。 小学生に対する普及が足りていないと思いますので、県の方にも力を入れていただき、一緒に取り組んでいきたいと思います。 委員が言われたように、小中高校生に対し介護の魅力を伝えることが大事で、介護はきついというイメージがどうしてもありますので、先生方にも伝えていかないといけないと思います。
事務局	多くの学校に行けるよう取り組んでいきます。
委員長	(議事(5)第11次福岡県高齢者保健福祉計画の策定について) 議事(5)「第11次福岡県高齢者保健福祉計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	【第11次福岡県高齢者保健福祉計画の策定について、資料5、資料6に基づき説明】
委員長	説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。
委員	第4部第2章「5 安心して生活できる住まいの確保」について、居住サポート住宅の記載があります。 これは、国交省と厚労省の共管だと思いますが、県ではどのように所管するのでしょうか。県の住宅部局だけではなく、保健医療介護部が関与するよう、しっかり連携するよう、考えていただきたいと思います。
事務局	高齢者の住まいとして高齢者向け住宅の整備を進めていますので、保健医療介護部と住宅部局で連携して進めていきたいと思っております。
委員	頼れる身寄りがいない高齢者への支援について、第4部第2章で地域包括支援センターが挙がっています。地域ケア会議において地域資源をどう作っていくかとい

	う話だと思いますが、これに向けて、地域包括支援センターに配置される３職種の負担増も踏まえ、県でどのような支援ができるのでしょうか。 次に、第４部第２章４「（４）介護と仕事の両立支援」について、介護離職の問題が関係すると思います。介護支援専門員協会ではワークサポートケアマネジャーを養成していますので、しっかりと位置付けていただきたいと思います。 最後に、第４部第６章５「（２）ケアマネジメントの適正化」について、平成２６年度から県とともに取り組んでいます。全国的に、各保険者の担当者が代わったときに研修を実施しているのは、福岡県の特長なことだと思っていますので、もっと PR していただきたいと思います。 また、「（４）適切なサービス利用に向けた支援」について、介護保険のケアマネジメントは、介護支援専門員協会と県とで議論しながら、しっかりと進めていかないといけないと思っています。
事務局	国において、地域における頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関する自治体向けガイドブックを作成しています。 県では、市町村・地域包括支援センター職員向けに研修を実施し、市町村の取組を支援していきたいと考えています。 次に、ワークサポートケアマネジャーについて、現行計画でも、ワークサポートケアマネジャーを含めて介護と仕事の両立のための支援制度の普及・啓発を進めるよう記載しています。引き続き普及啓発等に努めていきたいと考えています。 最後に、介護給付適正化について、介護支援専門員協会の御協力をいただきながら、ケアプランチェックのアドバイザー派遣を実施しています。引き続き実施していきたいと考えています。 また、適切なサービス利用に向けた支援につきましても、今後利用が増える中、ケアプランチェックが適正化のメインの一つになるかと思っていますので、この部分についてもしっかり確認したいと考えています。
委員	頼れる身寄りがいない高齢者ということですが、高齢化だけではなく、もう一つ単身化も大きな問題だと思います。単身化についても明確に示された方がよいのではないのでしょうか。 また、高齢化、単身化に加え、生活困窮が関わってきますが、生活困窮の現場は、認識の大部分が就労支援に割かれています。 高齢者施策の計画に生活困窮の施策がこれだけ記載されているということを認識していない現場は結構あるかと思っています。生活困窮の施策についても、高齢者施策

	としてしっかりと活用していただきたいと思います。 最後に居住の問題です。先ほど委員が言われた住宅部門と福祉部門が連携しないといけないというのは正にそのとおりだと思います。 その基礎として居住支援協議会があると思いますので、居住支援協議会をどうするのかというのを一歩踏み込んで記載いただきたいと思います。
事務局	今回の社会福祉法の一部改正や高齢者の孤独・孤立対策の視点も入れ、また、生活困窮者の支援や住宅部門との連携についてもいただいたご意見を踏まえ、計画を策定していきたいと思います。
委員	高齢の単身者について、住まいの確保が困難な状況があります。 ケアマネジャーで、相談を受けて、住まいを貸してくれるところがないので自分が保証人になるしかないことがあり、いわゆるシャドウワークの一つになっています。 単身高齢者はこれから増加しますので、住まいの確保の問題について、しっかりと取り組んでいく必要があると思います。
委員	県で、令和8年度からケアラー支援有識者会議が開催されていて、ケアラー支援条例の制定や実態調査などが進められていますが、ケアラー支援条例や支援策について骨子案に記載されていません。 家族介護者の支援だけではなく、ケアラーに対する支援等も記載いただきたいと思います。
事務局	県においてケアラー支援有識者会議を設置し、施策の方向性について検討を行っているところです。ご意見や会議での議論を踏まえて、計画への記載を検討したいと思います。
委員	第4部第5章2「災害・感染症対策に係る体制整備」について、県が市町村をサポートすることが重要だと思いますので、県と市町村の関係性やDWAT等の対応などについて記載を追加いただきたいと思います。 また、第4部第7章「介護人材の確保及び生産性の向上」について、不足してい

	る人数など、数値目標と実際の進捗を記載いただくとわかりやすいのではないかと思います。
委員	口腔健康管理について、自立支援、介護予防、重度化防止という観点から、口腔機能の維持や口腔健康管理を他職種と連携するという位置付けであるということを明確化することが重要だと思います。 また、第4部第7章「介護人材の確保及び生産性の向上」について、看護師や薬剤師の人数を記載していますが、医療分野・介護分野を総合した数字であるため、意味がないと思います。 医療関係職の方が介護分野でどれだけの人が働いているか、その割合を明確にすることが重要です。 今回は計画策定に間に合わないと思いますが、県としてそれを把握していないのであれば把握すべきだと思います。
事務局	分野ごとに働いている方の人数について、ご意見を踏まえ、把握可能かどうか検討させていただきたいと思います。
委員	第4部第4章2「成年後見制度の利用促進」について、今年6月に法改正があり、後見・保佐・補助の3類型が補助だけになっています。 改正から2年半以内に施行予定です。今後、各市町村で啓発活動等を行っていくと思いますので、県にもその支援をお願いしたいと思います。
委員	中山間地域でのサービス提供について人口減少で困難になっていくとのことでしたが、この時期は早く到来する気がします。ぜひ、重点的な課題に挙げていただきたいと思います。 単身高齢者の住まいの問題については、軽費老人ホームや養護老人ホームもあり、既にハードもソフトも一定整備されていますので、ぜひ有効に活用いただきたいと思います。 また、軽費老人ホームの建替、大規模修繕などの問題も前向きに検討していただけたらと思います。

事務局	中山間・人口減少地域について、まずは国の方で基準を明らかにした上で、県と市町村と協議しながら検討を進めていきたいと思います。 それから、軽費老人ホームや養護老人ホームについても活用を検討したいと思います。
委員	最後にいくつか。 新たに「身寄りがいない高齢者」という項目を設けてもよいと思っていますので、検討いただきたい。 介護人材について、目標達成のためには離職対策も必要だと思いますので、記載の追加をいただきたい。 新資格の「家政士」について、2027 年から開始されますが、この活用も検討いただきたい。 外国人材については、育成就労制度の運用が開始されるので、その対応や活用についても検討いただきたい。 福岡県は離島がありますので、今回の中山間・人口減少地域の検討においてもしっかり含めていただきたい。 また、各自治体では、介護人材の地域格差があるということをよく伺います。介護ニーズは多いが人材がいないと。そういうニーズと供給のバランスは県が調整するべきだと思いますので、総量調整の議論が必要だと思います。 最後に、第4部第7章2「(1) 介護人材確保のためのプラットフォームの活用」について、まだないプラットフォームを活用するという記載でよいのでしょうか。検討いただきたいと思います。
委員長	そのほかご意見ありますでしょうか。 なければ、事務局から何かありますか。
事務局	次回の委員会については、11月を予定しております。 引き続きよろしくお願いします。
委員長	それでは、本日の議事を終了します。 委員の皆さま方の御協力ありがとうございました。

司会

今日は委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。